#### 「未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款」の変更内容

平成30年12月28日より以下のとおり変更させていただきます。

(下線部を変更)

# 変更前

# 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

#### 株式会社北海道銀行

#### 第1章 総則 (約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社北海道銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税 特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定する「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合わせて「本契約」といいます)を締結します。
- わせて「本契約」といいます。)を締結します。 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引 等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定 めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座 管理約款」その他の当行が定める契約条項及び租税 特別措置法その他の法令によります。

# 第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の 適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を 受けようとする年の当行が定める日までに、当行に 対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1 号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確 認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は 「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税 適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」 を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法 施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示し て氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租 税特別措置法施行令第25条の13の8第17項により 読み替えて準用する同令第25条の13第20項の規定 に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を 租税特別措置法その他の法令で定める本人 確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年 者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口 座において当該未成年者口座を廃止した日の属する 年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れ ているときは、当該廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知 書が添付された未成年者口座開設届出書を受理する とはできません。なお、当行では別途税務署より 交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領 当行にて保管いたします。
- し、当行にて保官いたしょう。 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当 行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者 非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開 設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特 別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適 用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お

# 変更後

# 未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

# 株式会社北海道銀行

#### 第1章 総則 (約款の趣旨)

- 第1条 この約款は、租税特別措置法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座及び同項第5号に規定する課税未成年者口座を開設する者(以下、「お客様」といいます。)が、同法第9条の9に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税及び同法第37条の14の2に規定する未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税(以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社北海道銀行(以下、「当行」といいます。)に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、同法第37条の14の2第5項第2号及び第6号に規定する要件及び当行との権利義務関係を明確にするための取決めです。
- 2 当行は、この約款に基づき、お客様との間で租税 特別措置法第37条の14の2第5項第2号に規定す る「未成年者口座管理契約」及び同項第6号に規定 する「課税未成年者口座管理契約」(以下、両者を合 わせて「本契約」といいます。)を締結します。
- わせて「本契約」といいます。)を締結します。 3 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「投資信託受益権振替決済口座管理約款」その他の当行が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

# 第2章 未成年者口座の管理 (未成年者口座開設届出書等の提出)

- 第2条 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の 適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を 受けようとする年の当行が定める日までに、当行に 対して租税特別措置法第37条の14の2第5項第1 号及び同条第12項に基づき「未成年者非課税適用確 認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は 「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者非課税 適用確認書」若しくは「未成年者口座廃止通知書」 を提出するとともに、当行に対して租税特別措置法 施行規則第18条の12第3項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提示し て氏名、生年月日、住所及び個人番号(お客様が租 税特別措置法施行令第25条の13の8第20項により 読み替えて準用する同令第25条の13第22項の規定 に該当する場合には、氏名、生年月日及び住所。)を 租税特別措置法その他の法令で定める本人 確認を受ける必要があります。ただし、当該未成年 者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口 座において当該未成年者口座を廃止した日の属する 年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れ ているときは、当該廃止した日から同日の属する年 の9月30日までの間は、当該未成年者口座廃止通知 書が添付された未成年者口座開設届出書を受理する とはできません。なお、当行では別途税務署より 交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当行にて保管いたします。
- し、当行にてほていたしょう。 2 当行に未成年者口座を開設しているお客様は、当 行又は他の証券会社若しくは金融機関に、「未成年者 非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開 設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特 別措置法第37条の14第6項に規定する「非課税適 用確認書の交付申請書」(当該申請書にあっては、お

- 客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用 を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃 止届出書」を提出してください。
- 止届出書」を提出してください。
  4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第5項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは可託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成28年から平成35年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、平成36年から平成40年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

# (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座 簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記 載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けら

- 客様がその年の1月1日において20歳である年の前年12月31日までに提出されるものに限ります。)を提出することはできません。
- 3 お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用 を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第 37条の14の2第20項に規定する「未成年者口座廃 止届出書」を提出してください。
- 止届出書」を提出してください。
  4 お客様がその年の3月31日において18歳である年(以下、「基準年」といいます。)の前年12月31日までに、当行に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合(災害、疾病その他の租税特別措置法施行令第25条の13の8第8項で定めるやむを得ない事由(以下、「災害等事由」といいます。)による移管又は返還で、当該未成年者口座及び課税未成年者口座に記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは可託がされている上場株式等及び金銭その他の資産の全てについて行うもの(以下、「災害等による返還等」といいます。)が生じた場合を除きます。)には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。
- 5 当行が「未成年者口座廃止届出書」(お客様がその年1月1日において19歳である年の9月30日までに提出がされたものに限り、お客様が1月1日において19歳である年に提出され、かつ、その提出の日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。)の提出を受けた場合には、当行はお客様に租税特別措置法第37条の14の2第5項第8号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

#### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定)

- 第3条 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等(租税特別措置法第37条の14第1項第1号に規定する上場株式等をいいます。この約款の第14条から第16条、第18条及び第24条第1項を除き、以下同じ。)(以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。)につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2016年から2023年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。)の1月1日に設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当行にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日(非課税管理勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があった場合には、同日)において設けられます。
- 3 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定(この約款に基づき振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は、2024年から2028年までの各年(お客様がその年の1月1日において20歳未満である年に限ります。)の1月1日に設けられます。

# (非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理)

第4条 未成年者口座における上場株式等の振替口座 簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記 載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けら れた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

# (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた 非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適 用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権 等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れます。
  - ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
    - イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
    - ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る 他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上 場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措 置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に 規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼 書」を提出して移管がされる上場株式等(②に 掲げるものを除きます。)
  - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等
  - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8<u>第17項</u>の規定により読み替えて準用する同令第25条の 13第11項各号に規定する上場株式等
- 2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続 管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを 受け入れます。
  - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
  - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等

れた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理いたします。

#### (未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲)

- 第5条 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた 非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等 (租税特別措置法第29条の2第1項本文の規定の適 用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権 等に係る上場株式等を除きます。)のみを受け入れま す。
  - ① 次に掲げる上場株式等で、非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間(以下、「受入期間」といいます。)に受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得した上場株式等についてはその私管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。)の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
    - イ 受入期間内に当行への買付けの委託(当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。)により取得をした上場株式等、当行から取得をした上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの
    - ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、租税特別措置法施行規則第18条の15の10第3項第1号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)
  - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の1月1日から5年を経過する日(以下「5年経過日」といいます。)の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)
    ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項
  - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項 の規定により読み替えて準用する同令第25条の 13第12項各号に規定する上場株式等
- 2 当行は、お客様の未成年者口座に設けられた継続 管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを 受け入れます。
  - ① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当行に対し、前項第1号口に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等(②に掲げるものを除きます。)で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が80万円(②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額)を超えないもの
  - ② 租税特別措置法施行令第25条の13の8第4項により読み替えて準用する同条第3項の規定に基づき、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等(この場合、5年経過日の属する年の当行が定める日までに「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出してください。)

租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項 の規定により読み替えて準用する同令第25条の 13 第11項各号に規定する上場株式等

(譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振 替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がさ れている上場株式等の譲渡は、当行への売委託によ る方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発 行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に 基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡に ついて同項に規定する請求を当行の営業所を経由し て行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資 産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに 限ります。) 又は租税特別措置法第37条の10第3項 第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは 第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡につ 当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交 いて、 付が当行の営業所を経由して行われる方法により行 うこととします。

# (課税未成年者口座等への移管)

- 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の
  - 保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有す る当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条 第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第 1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める 移管
    - 5年経過日の属する年の翌年3月31日にお イ いてお客様が18歳未満である場合 『当該5年 経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設け られた課税未成年者口座への移管。
    - 『当該5年経過 イに掲げる場合以外の場合 日の翌日に行う他の保管口座への移管』
  - お客様がその年の1月1日において20歳である 年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定 に係る上場株式等 『同日の翌日に行う他の保管 口座への移管』
- 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移 管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保 管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定めるところにより行うこととします。 ① お客様が当行に特定口座(租税特別措置法第37
  - 条の11の3第3項第1号に規定する特定口座をい い、前項第1号イの場合には、課税未成年者口座 を構成する特定口座に限ります。)を開設してお お客様から当行に対して租税特別措置法施行 令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 26 号イに規定する 書類の提出があった場合 『特定口座への移管』
  - 前号に掲げる場合以外の場合 『一般口座への 移管』

### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

- 第8条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若し くは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基 準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いと なります
  - 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設 けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る 上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定 する金融商品取引所への上場が廃止されたことそ の他これに類するものとして租税特別措置法施行 規則第18条の15の10第6項に定める事由(以下 「上場等廃止事由」といいます。)による未成年者 口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当 該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口 座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未 成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式

租税特別措置法施行令第25条の13の8<u>第20項</u> の規定により読み替えて準用する同令第25条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

#### (譲渡の方法)

第6条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振 替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がさ れている上場株式等の譲渡は、当行への売委託によ る方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発 行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に 基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡に ついて同項に規定する請求を当行の営業所を経由し て行う方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資 産の交付が当行の営業所を経由して行われるものに 限ります。) 又は租税特別措置法第37条の10第3項 第4号又は同法第37条の11第4項第1号若しくは 第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡につ 当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交 いて、 付が当行の営業所を経由して行われる方法により行 うこととします。

# (課税未成年者口座等への移管)

- 第7条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の
  - 保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。 ① 非課税管理勘定に係る5年経過日において有す る当該非課税管理勘定に係る上場株式等(第5条 第1項第1号ロ若しくは第2号又は同条第2項第 1号若しくは第2号の移管がされるものを除く) 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める 移管
    - 5年経過日の属する年の翌年3月31日にお イ いてお客様が18歳未満である場合 『当該5年 経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設け られた課税未成年者口座への移管」
    - ロ イに掲げる場合以外の場合 『当該5年経過 日の翌日に行う他の保管口座への移管』
  - お客様がその年の1月1日において20歳である 年の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定 に係る上場株式等 『同日の翌日に行う他の保管 口座への移管』
- 前項第1号イに規定する課税未成年者口座への移 管並びに前項第1号ロ及び第2号に規定する他の保 管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に応じ、 当該各号に定めるところにより行うこととします。
  - お客様が租税特別措置法施行令第25条の13の 8第5項第2号、第6項第2号若しくは第7項に おいて準用する同号に規定する書面を5年経過日 の属する年の当行が定める日までに提出した場合 又は当行に特定口座 (租税特別措置法第 37 条の 11 項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成 する特定口座に限ります。) を開設していない場合
  - 『一般口座への移管』 前号に掲げる場合以外の場合 『特定口座(前 項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。) への移管』

### (非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理)

- **第8条** 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若し くは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基 準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いと なります
  - 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設 けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る 上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定 する金融商品取引所への上場が廃止されたことそ の他これに類するものとして租税特別措置法施行 規則第 18条の 15の 10 第8項に定める事由(以下 「上場等廃止事由」といいます。) による未成年者 口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当 該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口 座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未 成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式

- 等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこ
- 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の 2 方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の 2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約 款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で 次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係 る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経 由して行われないものに限ります。) 又は贈与をし ないこと
  - 租税特別措置法第37条の10第3項第1号か ら第3号まで、第6号又は第7号に規定する事 由による譲渡
  - 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に 規定する投資信託の終了(同号に規定する信託 の併合に係るものに限ります。)による譲渡
  - 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5 号又は第8号に掲げる譲渡
  - 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約 権の譲渡
  - 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する 取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得 条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条 項付新株予約権が付された新株予約権付社債で あるものに係る請求権の行使、取得事由の発生 又は取得決議(これらの号に定める請求権の行 使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。) による譲渡
- 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が和税特 別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定に よりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他 の資産を含みます。) 又は当該上場株式等に係る配 当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場 株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等 当行が国内における同条に規定する支払の取 扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価と して交付を受ける金銭その他の資産で、その交付 が当行を経由して行われないものを除きます。以 下、「譲渡対価の金銭等」といいます。) は、その 受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は 預託すること

# (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等にトスに関係が生じ これらの事由が生じたときに当該未成 た場合には、 年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた 課税未成年者口座を廃止いたします。

# (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式 等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含む ものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第 37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除き ます。)への移管に係るものに限ります。)があった 場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与を した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈 により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場 株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、 その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払 出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びそ の事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知 いたします。

# (出国時の取扱い)

第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者 に該当しないこととなる場合には、その出国をする 日の前日までに、 当行に対して租税特別措置法施行

- 等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこ と
- 当該上場株式等の第6条に規定する方法以外の 方法による譲渡(租税特別措置法第37条の11の 2第2項に規定する譲渡をいいます。以下この約 款のこの号及び第16条第2号において同じ。)で 次に掲げる譲渡以外のもの(当該譲渡の対価に係 る金銭その他の資産の交付が、当行の営業所を経 由して行われないものに限ります。)又は贈与をし ないこと
  - 租税特別措置法第37条の10第3項第1号か ら第3号まで、第6号又は第7号に規定する事 由による譲渡
  - 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に 規定する投資信託の終了(同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。)による譲渡
  - 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5 号又は第8号に掲げる譲渡
  - 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約 権の譲渡
  - 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する 取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得 条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条 項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条 項付新株予約権が付された新株予約権付社債で あるものに係る請求権の行使、取得事由の発生 又は取得決議(これらの号に定める請求権の行 使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。) による譲渡
- 当該上場株式等の譲渡の対価(その額が租税特 別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定に よりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲 渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他 の資産を含みます。) 又は当該上場株式等に係る配 当等として交付を受ける金銭その他の資産(上場 株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等 当行が国内における同条に規定する支払の取 扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価と して交付を受ける金銭その他の資産で、その交付 が当行を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。) は、その 受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は 預託すること

# (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第9条 第7条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じ た場合には、これらの事由が生じたときに当該未成 年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた 課税未成年者口座を廃止いたします。

# (未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知)

第10条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式 等の全部又は一部の払出し(振替によるものを含む ものとし、特定口座以外の口座(租税特別措置法第 37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除き ます。)への移管に係るものに限ります。)があった 場合には、当行は、お客様(相続又は遺贈(贈与を した者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。 による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈 により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場 株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、 その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払 出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びそ の事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知 いたします。

# (出国時の取扱い)

第11条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、 出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者 に該当しないこととなる場合には、その出国をする 日の前日までに、 当行に対して租税特別措置法施行 令第25条の13の8<u>第9項</u>第2号に規定する出国移 管依頼書を提出してください。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、 当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成 年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と 同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたしま す。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

# 第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定)

第12条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座若しくは普通預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

# (課税管理勘定における処理)

第13条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る日座に設けられた課税管理勘定(この約款に基づき振びされる上場株式等又は預入れ若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

# (譲渡の方法)

第14条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若 しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等 の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項 第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による 方法、当行に対してする方法、上場株式等を発行した 法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づい て行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について 同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う 方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交 付が当行の営業所を経由して行われるものに限りま す。) 又は租税特別措置法第37条の10第3項第4号 又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号 に規定する事由による上場株式等の譲渡について 当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当 行の営業所を経由して行われる方法により行うこと とします。

#### (課税管理勘定での管理)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若 しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等 に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該 課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

# (課税管理勘定の金銭等の管理)

第16条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に

令第25条の13の8<u>第12項</u>第2号に規定する出国移 管依頼書を提出してください。

- 2 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、 当該出国の時に、お客様の未成年者口座に係る未成 年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と 同時に設けられた課税未成年者口座に移管いたしま す。
- 3 当行が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国(租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。)をした後、当行に帰国をした旨その他租税特別措置法施行規則第18条の15の10第10項に定める事項を記載した届出書を提出する時までの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

# 第3章 課税未成年者口座の管理 (課税未成年者口座の設定)

第12条 課税未成年者口座(お客様が当行に開設している特定口座若しくは普通預金口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。)は、未成年者口座と同時に設けられます。

#### (課税管理勘定における処理)

第13条 課税未成年者口座における上場株式等(租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第14条から第16条及び第18条において同じ。)の振替口座簿への記載若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは保管の委託又は預入れ若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において処理いたします。

# (譲渡の方法)

第14条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若 しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等 の譲渡は、租税特別措置法第37条の11の3第3項 第2号の規定にかかわらず、当行への売委託による 方法、当行に対してする方法、上場株式等を発行した 法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づい て行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について 同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う 方法(当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交 付が当行の営業所を経由して行われるものに限りま す。)又は租税特別措置法第 37 条の 10 第3項第4号 又は同法第37条の11第4項第1号若しくは第2号 に規定する事由による上場株式等の譲渡について 当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当 行の営業所を経由して行われる方法により行うこと とします。

#### (課税管理勘定での管理)

第15条 課税管理勘定において振替口座簿への記載若 しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等 に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該 課税未成年者口座に預入れ又は預託いたします。

# (課税管理勘定の金銭等の管理)

第16条 課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年12月31日までは、次に

定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による 課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返 還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口 座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等 に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の 方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当 該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、 当行の営業所を経由して行われないものに限りま す。)又は贈与をしないこと
  - す。) 又は贈与をしないこと イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号か ら第3号まで、第6号又は第7号に規定する事 由による譲渡
  - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に 規定する投資信託の終了(同号に規定する信託 の併合に係るものに限ります。)による譲渡
  - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5 号又は第8号に掲げる譲渡
  - ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約 権の譲渡
  - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する 取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得 条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条 項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条 項付新株予約権が付された新株予約権付社債で あるものに係る請求権の行使、取得事由の発生 又は取得決議(これらの号に定める請求権の行 使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。) による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第17条 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

### (重複して開設されている課税未成年者口座を構成す る特定口座以外の特定口座がある場合)

- 第18条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る 振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がさ れている上場株式等がある場合には、当該特定口座 が廃止される日において、当該上場株式等は全て当 行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に 移管します。

#### (出国時の取扱い)

第19条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条及び第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

# 第4章 口座への入出金

(課税未成年者口座への入出金処理)

第20条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。 ① お客様名義の預貯金口座からの入金 定める取扱いとなります。

- ① 災害等による返還等及び上場等廃止事由による 課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返 還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口 座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等 に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと
- ② 当該上場株式等の第14条に規定する方法以外の 方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの(当 該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、 当行の営業所を経由して行われないものに限りま す。)又は贈与をしないこと
  - イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号又は第7号に規定する事由による譲渡
  - ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に 規定する投資信託の終了(同号に規定する信託 の併合に係るものに限ります。)による譲渡
  - ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5 号又は第8号に掲げる譲渡
  - 二 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約 権の譲渡
  - ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する 取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得 条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条 項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条 項付新株予約権が付された新株予約権付社債で あるものに係る請求権の行使、取得事由の発生 又は取得決議(これらの号に定める請求権の行 使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。) による譲渡
- ③ 課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

#### (未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止)

第17条 第15条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止いたします。

# (重複して開設されている課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座がある場合)

- 第18条 お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、その基準年の1月1日において、当行に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止いたします。
- 2 前項の場合において、廃止される特定口座に係る 振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がさ れている上場株式等がある場合には、当該特定口座 が廃止される日において、当該上場株式等は全て当 行に開設されている当該特定口座以外の特定口座に 移管します。

#### (出国時の取扱い)

第19条 お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、この約款の第3章(第14条及び第18条を除く)の適用があるものとして取り扱います。

# 第4章 口座への入出金 (課税未成年者口座への入出金処理)

- 第20条 お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととし、入金は次に定める方法によることといたします。
  - 1) お客様名義の預貯金口座からの入金

- 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法 定代理人である場合に限ります。)
- お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から 出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」 といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いと なります
  - ① お客様名義の預貯金口座への出金
  - お客様名義の証券口座への移管
- 前項各号に定める出金等を行うことができる者 は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとし ます
- お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う 場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意 がある旨を確認することとします。
- 前項に定める同意を確認できない場合には、当行 は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のた めに用いられることを確認することとします。

# 第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)

- 第21条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未 成年者口座における取引を行う場合には、あらかじ め当行に対して、代理人の届出を行っていただく必 要があります。
- お客様が前項により届け出た代理人を変更しよう とする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人 の変更の届出を行っていただく必要があります。
- お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成 年者口座における取引を行っている場合において お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年 者口座及び課税未成年者口座における取引を継続し ようとする場合には、あらかじめ当行に対して、そ の旨の届出を行っていただく必要があります。
- お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人と なる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が 未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を 行うことについて、当該代理人の代理権を証する所 定の書類を提出していただく必要があります。この 場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者 に限ることとします。
- お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座 及び課税未成年者口座において取引を行っている場 合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引 を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対 して、その旨の届出を行っていただく必要がありま す。

# (法定代理人の変更)

第22条 お客様の法定代理人に変更があった場合に は、直ちに当行に届出を行っていただく必要があり ます。

# 第6章 その他の通則

# (取引残高の通知)

第23条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未 成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高 をお客様本人に通知いたします。

# (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である 旨の明示)

第24条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委 託により取得をした上場株式等(未成年者口座への 受入れである場合には、第3条第1項に規定する上 場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れであ る場合には、第13条に規定する上場株式等をいいま 以下この項において同じ。)、当行から取得した 上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により 取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座 又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を

- 現金での入金(依頼人がお客様又はお客様の法 定代理人である場合に限ります。)
- お客様が未成年者口座又は課税未成年者口座から 出金又は証券の移管(以下この条において「出金等」 といいます。)を行う場合には、次に定める取扱いと なります
  - お客様名義の預貯金口座への出金 (1)
  - お客様名義の証券口座への移管
- 前項各号に定める出金等を行うことができる者 は、お客様又はお客様の法定代理人に限ることとし ます。
- お客様の法定代理人が第2項各号の出金等を行う 場合には、当行は当該出金等に関してお客様の同意 がある旨を確認することとします。
- 前項に定める同意を確認できない場合には、当行 は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のた めに用いられることを確認することとします。

# 第5章 代理人による取引の届出 (代理人による取引の届出)

- 第21条 お客様の代理人が、未成年者口座及び課税未 成年者口座における取引を行う場合には、あらかじ め当行に対して、代理人の届出を行っていただく必 要があります。
- お客様が前項により届け出た代理人を変更しよう とする場合には、あらかじめ当行に対して、代理人 の変更の届出を行っていただく必要があります
- お客様の法定代理人が未成年者口座及び課税未成 年者口座における取引を行っている場合において お客様が20歳に達した後も当該法定代理人が未成年 者口座及び課税未成年者口座における取引を継続し ようとする場合には、あらかじめ当行に対して、そ の旨の届出を行っていただく必要があります。 お客様の法定代理人以外の者が第1項の代理人と
- なる場合には、第1項の届出の際に、当該代理人が 未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を 行うことについて、当該代理人の代理権を証する所 定の書類を提出していただく必要があります。この 場合において、当該代理人はお客様の2親等内の者 に限ることとします。
- お客様の法定代理人以外の代理人が未成年者口座 及び課税未成年者口座において取引を行っている場 合において、お客様が20歳に達した後も当該代理人 が未成年者口座及び課税未成年者口座における取引 を継続しようとする場合には、あらかじめ当行に対 して、その旨の届出を行っていただく必要がありま す。

# (法定代理人の変更)

第22条 お客様の法定代理人に変更があった場合に は、直ちに当行に届出を行っていただく必要があり ます。

# 第6章 その他の通則

(取引残高の通知)

第23条 お客様が15歳に達した場合には、当行は未 成年者口座及び課税未成年者口座に関する取引残高 をお客様本人に通知いたします。

# (未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である 旨の明示)

第24条 お客様が受入期間内に、当行への買付けの委 託により取得をした上場株式等(未成年者口座への 受入れである場合には、第3条第1項に規定する上 場株式等をいい、課税未成年者口座への受入れであ る場合には、第13条に規定する上場株式等をいいま 以下この項において同じ。)、当行から取得した 上場株式等又は当行が行う上場株式等の募集により 取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当行に対して未成年者口座 又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を

- 行っていただく必要があります。なお、お客様から 特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座に よる取引とさせていただきます(特定口座による取 引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限 ります。)。
- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

# (基準年以降の手続き等)

第25条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

# (非課税口座のみなし開設)

- 第26条 平成29年から平成35年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税適用確認書をいいます。)が添付された非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

#### (本契約の解除)

- **第27条** 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
  - ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37 条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止 届出書」の提出があった場合 『当該提出日』
  - ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合 『租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日』
  - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8<u>第17項</u> に定める「未成年者出国届出書」の提出があった 場合 『出国日』
  - ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 『租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)』
  - ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第17項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 『本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日』
  - ⑥ お客様がこの約款の変更に同意されないとき 『当行の定める日』

- 行っていただく必要があります。なお、お客様から 特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座に よる取引とさせていただきます(特定口座による取 引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限 ります。)。
- 2 お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

# (基準年以降の手続き等)

第25条 基準年に達した場合には、当行はお客様本人に払出制限が解除された旨及び取引残高を通知いたします。

# (非課税口座のみなし開設)

- 第26条 2017年から2023年までの各年(その年1月1日においてお客様が20歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が30歳である年に限ります。)の1月1日においてお客様が当行に未成年者口座を開設している場合(出国等により、居住者又は恒久的施設を有する非居住者のいずれにも該当しないこととなっている場合を除きます。)には、当該未成年者口座が開設されている当行の営業所において、同日に租税特別措置法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座が開設されます。
- 2 前項の場合には、お客様がその年1月1日において20歳である年の同日において、当行に対して同日の属する年の属する勘定設定期間(租税特別措置法第37条の14第5項第6号に規定する勘定設定期間をいいます。)の記載がある非課税適用確認書(同号に規定する非課税口座開設届出書(同項第1号に規定する非課税口座開設届出書をいいます。)が提出されたものとみなし、かつ、同日において当行とお客様との間で非課税上場株式等管理契約(同項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約をいいます。)が締結されたものとみなします。

# (本契約の解除)

- **第27条** 次の各号に該当したときは、それぞれ次の各号に掲げる日に本契約は解除されます。
  - ① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37 条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止 届出書」の提出があった場合 『当該提出日』
  - ② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号 トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第 6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が 生じた場合 『租税特別措置法第37条の14の2 第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止 届出書」を提出したものとみなされた日』
  - ③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項 に定める「未成年者出国届出書」の提出があった 場合 『出国日』
  - ④ お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合(お客様が出国の日の前日までに第11条の出国移管依頼書を提出して、基準年の1月1日前に出国した場合を除きます。) 『租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)』
  - ⑤ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 『本契約により未成年者口座を開設されたお客様が死亡した日』

⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出 た場合 『当行の定める日』

(合意管轄) 第28条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟 については、当行の本店又は支店の所在地を管轄す る裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できる ものとします。

# (約款の変更)

第29条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、 その他必要が生じたときに改定されることがありま す。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制 限し、又はお客様に新たな義務を課すものであると きは、その改定事項を通知します。この場合、所定の 期日までに異議のお申出がないときは、その変更に 同意したものとみなします。

### 附則

この約款は、平成29年10月2日より適用させて いただきます。

(合意管轄) 第28条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟 については、当行の本店又は支店の所在地を管轄す る裁判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できる ものとします。

<u>⑥</u> やむを得ない事由により、当行が解約を申し出

た場合 『当行の定める日』

### (約款の変更)

第29条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、 29 宋 この利款は、伝守の変更又は監督官庁の指示、 その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規 定に基づき改定されることがあります。改定を行う 旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期 は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームペー ジ又はその他相当の方法により周知します。

以 上

**附則** この約款は、<u>2018年12月28日</u>より適用させてい ただきます。

以 上